

美郷町行政改革大綱



平成18年10月
美 郷 町

目 次

第1 基本的考え方	1
1 行政改革の目的	1
2 行政改革推進のための重点項目	1
(1)行政ニーズに対応した効率的な組織の実現	1
(2)財政運営の健全化	2
3 計画期間	2
4 推進体制	2
(1)行政改革推進本部	2
(2)行政改革推進委員会	2
5 進捗状況の公表	3
第2 行政改革の推進事項	3
1 行政ニーズに対応した効率的な組織の実現	3
(1) 組織・機構の適正化	3
(2) IT(情報通信技術)の利用による行政サービスの向上	3
(3) 事務事業の見直し	3
(4) 民間委託等の推進	3
(5) 職員一人ひとりの意識改革	3
2 財政運営の健全化	4
(1) 経費全般の見直し	4
(2) 補助金等の整理統合	4
(3) 自主財源の確保	4
(4) 公共事業関係	4
(5) 定員管理の適正化	4
(6) 給与の適正化	5
(7) 第3セクターの見直し	5
(8) 地方公営企業(病院等)の健全化	5

第1 基本的考え方

1 行政改革の目的

少子高齢化の進展、国や地方を通じる財政状況の悪化、地方分権の推進など地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している中であって、市町村の行政サービスを維持し、向上させるためには、行財政基盤の強化を図る必要があります。その有効な方策の一つとして、市町村合併を選択し、平成18年1月1日、東臼杵郡南郷村、同郡西郷村及び同郡北郷村が合併し、美郷町が誕生しました。

この経緯を踏まえると、従来、合併前の旧村でも行政改革に取り組んで来ましたが、行政規模が拡大している中で、今後、社会経済状況の変化に的確に対応し、これまで以上に行政能力の向上を図るため、より一層徹底した行政改革の取組が求められています。

そこで、限られた行政資源を基に、これらの資源を有効に活用した新しいまちづくりシステムの構築を図ります。「新しいまち建設計画」で掲げた「新しい力で築くオンリーワンのまち」を基本目標に、美郷町が持つ、豊かな自然と文化を活かし、住民が自信と誇りを持てるかけがえのないまちを目指します。

2 行政改革推進のための重点項目

「最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の本旨の下、行政改革を推進するに当たり、次の項目を行政改革の推進項目として掲げ、取り組みます。

(1)行政ニーズに対応した効率的な組織の実現

近年、行政を取り巻く経済状況や社会環境の変化する中で、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、より効率的で機動的な組織が求められます。新たな行政課題や町民のニーズへ迅速に対応する組織づくり、行政課題に取り組む職員の資質の向上、事務事業の改善などの取り組みにより効率的な組織の実現に努めます。

(2)財政運営の健全化

国の三位一体改革により地方交付税が縮減される中で、新たな行政需要が見込まれるなど、町の財政状況は極めて厳しい状況にあり、財政運営の効率化・合理化への取り組みを一層強化します。

3 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5箇年とし、具体的に取り組む課題については、実施計画を策定します。なお、この大綱に盛り込んでいないもので、改革の必要が生じれば、積極的に対応していきます。

4 推進体制

行政改革の推進については、行政改革推進本部が中心となり、全庁的に取り組むものとし、また、行政改革推進委員会を組織し、行政改革に関しての意見や提言を頂きます。

(1)行政改革推進本部

町長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、支所長、本所課長で構成する行政改革推進本部を置きます。また、行政改革を着実に推進していくため、進行管理を行い、議会及び行政改革推進委員会へ実施状況を報告します。

(2)行政改革推進委員会

大綱の策定、実施に係る町長の諮問機関として、行政改革推進委員会を設置します。また、特に重要なものの調査・審議にもあたります。なお、行政改革推進委員会は行政改革に識見を有する町民10名以内を町長が任命し、組織します。

5 進捗状況の公表

行政改革の進捗状況は、広報みさとやホームページ等により広く町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進します。

第2 行政改革の推進事項

1 行政ニーズに対応した効率的な組織の実現

(1) 組織・機構の適正化

新たな行政課題や多種多様な住民ニーズに対応するため、簡素でより柔軟的、弾力的な組織・機構の見直しを行い、住民に分かりやすい効率的な組織を目指します。

(2) IT(情報通信技術)の利用による行政サービスの向上

ITの利用を促進し、行政事務の簡素化・迅速化を図り、行政サービスの向上に努めます。

(3) 事務事業の見直し

行政の責任領域を改めて見直し、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等を十分吟味して、一層の事務事業の整理合理化を図ります。

(4) 民間委託等の推進

民間活力を導入して行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、積極的かつ計画的に民間委託を推進します。また、公の施設における効果的・効率的な管理及び住民サービスの向上のため、民間の能力を活用する指定管理者制度の導入を、すべての公の施設において検討します。

(5) 職員一人ひとりの意識改革

行政に対する町民の評価は、窓口や仕事現場における対応に左右される面が大きいことから、適切な接遇の徹底、縦割りの対応の是正等、職員の応接の改善に努めるとともに、高度化・多様化する行政需要に対応するため、各種研修に参加する他、地方分権に伴い必要とされる政策形成能力や法務能力などの向上に努めます。

2 財政運営の健全化

(1) 経費全般の見直し

財政状況を分析し、人件費を含む経費全般について徹底的な見直しを行い、経費の節減と限られた財源の効果的配分に努めます。

(2) 補助金等の整理統合

補助金等については、行政として対応すべき必要性、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、廃止、統合等により抜本的な整理合理化を図ります。

(3) 自主財源の確保

町税については、課税客体を的確に把握し、使用料・手数料についても、受益者負担の原則に立ち、常に料金の適正な見直しを行うとともに、滞納整理の着実な実施等により収納率の向上を図ります。

(4) 公共事業の適正化

公共事業については、積極的にコスト削減につながる工法等を研究しながら、工事費の削減を図ります。また、入札、契約に関しては町民の信頼を確保するため、より一層の透明性、競争性、公平性を確保した制度の確立に取り組みます。

厳しい財政状況下での限られた財源の中で、地域の社会基盤を整備するための公共投資は、より効果的に行わなければなりません。国の改革動向を注視しながら、公共事業は、最適な事業選択により計画的に行います。

(5) 定員管理の適正化

社会経済情勢や行政ニーズの変化等を踏まえながら、類似団体における職員数を参考に、将来の職員の年齢構成を考慮しながら、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の推進、IT化の推進、職員の適正配置等により職員数を削減し、適正な定員管理に努めます。

(6) 給与の適正化

国県準拠を原則として業務の性格や内容を踏まえつつ、町民の納得と支持が得られるよう、給与の適正化を図ります。また、諸手当についても総合的に点検し、社会情勢の変化を踏まえながら、制度の趣旨に合致しないものについては、順次見直しを行っていきます。

(7) 第三セクターの見直し

町が出資する第三セクターについては、現在の業務内容や運営状況を見直し、経営の自立性を確保するとともに業務運営の活性化・効率化を図り経営改革に取り組めます。

(8) 地方公営企業(病院等)の経営健全化

地方公営企業については、経営の総点検を行い、事務事業の見直し、組織機構の見直し、民間委託等の推進、民間的経営手法の導入等により、更なる経営健全化に取り組めます。